

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和6年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年7月3日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年7月29日

山形県監査委員 加 賀 正 和
 山形県監査委員 小 松 伸 也
 山形県監査委員 柴 田 優
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>① 畜産研究所</p> <p>ウ 毒物及び劇物受払記録の不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、一部（メタノール、酢酸エチル、濃硫酸、水酸化ナトリウム、硝酸、過塩素酸）を除き、受払記録がつけられていなかった。この点、施設担当者によれば、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に規程があることは認識しているものの、保管するすべての毒劇物に関して受払記録の整備が追いついていないとのことである。</p> <p>以上より、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に従い、当施設で保管するすべての毒劇物について受払記録をつける必要がある。</p> <p>加えて、当施設において受払記録がつけられている一部の毒劇物について、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りは研究室において保管している毒劇物も少なからず存在するとのことである。</p>	<p>令和6年3月1日から、当施設で保管する全ての毒劇物について受払記録簿を作成、記載し、また、薬品庫から持ち出し研究室で保管している一部の毒劇物（クロロフォルム、メタノール）について、令和6年4月1日から使用簿を整備し、受入量、使用量及び在庫量を記録した。また、令和6年9月2日からは、当施設で保管する全ての劇毒物を薬品庫での一括管理に改めた。</p>

	<p>この場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまう。</p> <p>よって、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。</p>	
<p>養豚研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑫ 養豚研究所</p> <p>イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。当施設では、毒物及び劇物の実地棚卸を、平成24年5月2日を最後に実施していない。この点、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては、「使用責任者は使用状況及び保管状況を随時点検するものとする。また、使用責任者は、年度末に毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」と定められており、当研究所においても同様の運用を行うべきである。</p> <p>また、国による通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」では、「毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたい」とされている。</p> <p>以上より、毒物及び劇物について、国の通知を踏まえ、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所と同様に少なくとも年に1回は棚卸を実施</p>	<p>令和6年1月4日より施行した「山形県農業総合研究センター養豚研究所における毒物及び劇物管理要領」に定める受払記録簿により、在庫量の管理を実施している。</p> <p>また、毎年度7～9月の期間を目途に棚卸を実施し、在庫量と記録簿の整合性を確認することとし、令和6年9月2日に保有毒劇物の棚卸を実施した。</p>

	<p>し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>	
<p>村山総合支庁 農業技術普及 課産地研究室</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑯ 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室 ア 研究不正に関する要領等の未整備 農業総合研究センター園芸農業研究所内にある当施設では、全職員が園芸農業研究所との兼務であり、当産地研究所固有の職員は存在しない状況である。そのような背景の中、研究不正に関する取組に関しても当施設独自で取組まれているものではなく、園芸農業研究所の取り組みを援用し対応している状況であった。 この点、研究不正に関するマニュアルは園芸農業研究所のものを援用しており、当施設固有のマニュアルは整備されていない。この体制では、当施設でインシデントが発生した際に、当施設を管轄する村山総合支庁への報告がなされない、または遅れる可能性があり、迅速な対応の妨げとなる可能性がある。 以上より、研究不正に関する要領等のマニュアル整備及びそれに基づく運用・モニタリング等を当施設でも行っていく必要がある。</p>	<p>研究不正防止に向けて、「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室における公的研究費の管理・監査の実施基準に関する要綱」および「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室における競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」を令和5年7月21日に制定するとともに、同日付で「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室における競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針」、「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室における競争的資金等不正使用防止計画」、「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室における競争的資金等の使用に関する行動規範」、「山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室競争的資金等内部監査実施基準」を定め、運用を行っている。</p>